

平成21年度「少子高齢化に関する財務事務について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
31	1. 少子化対応事業について 2. 次世代育成支援行動計画について ③数値目標には費用対効果を測ることができる指標を設定すべきである 策定指針では、「各施策の目標設定に当たっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である」としている（策定指針五1）。これに基づき、市では前期計画において、施策ごとに実施回数、参加者数、設置箇所数等の数値目標を設定した。しかし、市としての責務は、許容できるコストの範囲内で、最善の市民サービスを提供することである。例えば、保育事業において待機児童数ゼロを達成したとしても、以前よりも園児1人当たりコストが増加したりすれば、他の事業の財源を圧迫している可能性もある。したがって、今後は、事業と財源（収入）を関連付けて把握するとともに、費用対効果を測ることができる指標を設定し、点検・評価することが有用である。	子ども政策課	措置済	平成25年度から年1回行われている次世代育成支援行動計画の進捗状況の報告において、実施した事業にかかる費用を記載することで、事業ごとの費用対効果として明確にしました。	平成26年3月31日現在
38	1. 少子化対応事業について 3. 認可保育事業の全般的事項について ① 地域の保育ニーズに応じて民営化の活用を図るべきである 概要で示した鶴舞保育園の民営化事例のように、民営化を行った結果、国庫補助金分だけ市の一般財源負担が軽減される。また、鶴舞保育園は、もともと公設民営方式で運営していたものを民設民営方式に移行した例である。そのため、公設公営方式から民設民営方式に移行した場合を想定すると、後述するとおり、公立は私立よりも職員1人当たり人件費が高いため、市の一般財源負担がより軽減される可能性があると考えられる（下図参照）。 ただし、民営化を検討する前提として公立の存在意義、つまり、現状の限られた財源の中においても行政としての責務がある保育所とは何なのかを明らかにすべきである。公立保育所が開園した当時と、現状では地域の保育ニーズ、市の財政状況等、保育所を取り巻く状況は大幅に変化しているためである。その結果、現状では行政が関与する必要が少ないと判断した保育所については、民間へ委ねるといった選択肢を検討することが必要である。例えば、公立が主に担ってきた障がい児保育や山間地域の保育ニーズが未だ大きいところは、引き続き公立として存続させ、一方で、特別保育を充実してほしいというニーズが増加しているところは、公立では負担が大きければ私立に委ねることも考えられる。なお、民営化導入に際しては、まずは民間委託や指定管理者等による公設民営方式を経た後、支障ないと判断した時点で民設民営方式へ移行するといった段階的な方法も有効である。	子ども政策課	措置済	平成25年策定の「奈良市幼保再編基本計画」及び「奈良市幼保再編実施計画」に基づき民間活用について検討・実施することとし、「奈良市幼保再編実施計画に基づく市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方」（平成27年3月公表）において、民間活用の実施方法や移管先法人の選定方法、移管方法、引継ぎ方法等の基本的な考え方を示しました。これに基づき、「奈良市幼保再編計画に基づく市立幼保施設の再編実施方針について」（平成28年8月）において鶴舞こども園（当時鶴舞幼稚園）及び右京保育園の民間移管の方針を公表しており、両園ともに法人募集を経て、平成30年度中に移管先法人を決定しました。また、令和元年8月には、富雄保育園及び富雄第三幼稚園の民間移管に関する再編実施方針を公表したところであり、今後も引き続き、民間移管の取組を進めて行くこととしています。	令和元年9月1日現在

平成21年度「少子高齢化に関する財務事務について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
39	Ⅰ．少子化対応事業について 3. 認可保育事業の全般的事項について ② 地域の保育ニーズに応じて認定こども園の活用を図るべきである 市では近年、保育所への入所希望が増加するとともに待機児童が増加し、一方、幼稚園では空き教室が生じている園があるとのことである。そのため、同様の状況にある他自治体でも、従来の幼稚園・保育所の両方の機能を併せ持つ認定こども園を導入するところが徐々に増えているのが現状である。認定こども園のタイプのうち市が導入する幼稚園型では、既存の施設・設備や人材を活用することができ、幼稚園ニーズが低下したことによる余剰スペースに保育所機能を付加することにより保育所ニーズを満たすことができる。しかし、一般的に保育所入所希望が多いのは特に3 歳未満児であるといわれており、市においても「(1)概要①認可保育所の配置及び入所園児の状況」で示したとおり、このような低年齢層の児童は待機児童の割合が上昇している。そのため、幼稚園型や保育所型では待機児童解消策としては限界があると考えられる。幼稚園型は低年齢層の保育は想定しておらず、保育所型は幼稚園機能の付加が主なメリットであるためである。その点、幼保連携型（または地域裁量型）のタイプであると、3 歳児以上の幼稚園・保育所ニーズを満たしつつ、2 歳児以下の保育ニーズも満たすことができるため、特に2 歳児以下の保育ニーズが高い地域には幼保連携型を導入することが有効であると考えられる。その際、施設・設備投資の支出が伴い、施設整備費に対する国庫補助がなされるのは私立の認定こども園であることから、公立による幼保連携型は財政面からは厳しいことも考えられる。したがって、上述した公立の存在意義に返り、公立でなくとも成り立つと判断したところは私立に委ね、私立による幼保連携型を推進するべきである。なお、市においては現在、私立の認定こども園の認定事例はないが、学校法人の監督官庁である県と連携し、既存私立保育所・幼稚園に対しても統廃合の指導を行い、幼保連携型の認定こども園の設置を進めることが望ましい。	子ども政策課	措置済	平成25年度策定の「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づいて市立幼保施設の再編を進めた結果、平成27年度より市内に7園の市立幼保連携型認定こども園（以下市立こども園という）を設置しました。さらに、私立の保育所型認定こども園を含む4園の私立保育所が私立幼保連携型認定こども園へ移行し、市内に合計で 11園の幼保連携型認定こども園が開園しました。現在「奈良市幼保再編実施計画の再編優先エリア実施方針」に基づき、平成28年度に2園、平成29年度に4園の市立こども園の設置に向けた取組を行っているところであり、今後も「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」及び「奈良市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、公私立を問わず幼保連携型認定こども園の設置を進めていきます。	平成27年9月30日現在
40	Ⅰ．少子化対応事業について 3. 認可保育事業の全般的事項について ③中長期的なビジョンに基づく保育所配置計画を策定すべきである 待機児童解消に対処すべく、市では各保育所の待機児童数を勘案して保育所の配置調整を行っている。具体的な計画としては、平成22 年度において、国の施策である安心子ども基金6を財源とし、私立あやめ池保育園（エリアB）の定員を60 人から122人へ増員するための増築工事費を一部補助する予定である。一方で、待機児童がゼロであり供給超過にある都祁地区（エリアH）の4 園については、旧月ヶ瀬村及び旧都祁村との合併時における協定に基づき平成22 年度より1 園に統合し、新たに認定こども園として開園する計画である。従来まで都祁地区では幼稚園は設置されていなかったが、認定こども園であれば既存の保育需要のみならず、幼稚園教育需要も満たすことができるようになる。しかし、待機児童が顕在化してから検討を始めるのでは、自ずと短期的視点からの対処になりがちである。本来は、少子化を抑制し、あるいは若年層の増加を図りうるべく中長期的な観点からのビジョンを設定し、それに基づいて保育所配置計画7を立案し遂行すべきである。	子ども政策課	措置済	市立幼稚園と市立保育所を再編することにより、幼保一体化を推進し、就学前の教育・保育をより充実させるための取組の基本的な方針として、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」を策定しました。また、この計画に加えて、平成27年度から本格施行の子ども・子育て支援法に基づき「奈良市子ども・子育て支援事業計画（平成27年～31年度）」を平成27年3月に策定しました。今後もこれらの計画に基づき、市内の今後5年間の教育・保育ニーズに対して、市立幼保施設の再編を進めつつ、公私立を問わず幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業を組み合わせることにより対応していきます。	平成27年3月31日現在

平成21年度「少子高齢化に関する財務事務について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
44	I. 少子化対応事業について 3. 認可保育事業の全般的事項について ⑤公立保育所職員の大量退職に備え、今後の運営体制を早期に検討すべきである 監査人が、保育所の職員人件費について、市の公立保育所及び中核市公立保育所との比較を行ったところ、以下のとおりとなった。なお、中核市については、保育課によって調査が行われ回答を得た11市の基礎データを採用した。市は中核市のうち、正規・臨時とも最も高い人件費となっている。市の正規職員1人当たり人件費が高いのは、中核市11団体のうち市は給与水準が最低（平成20年4月1日現在のラスパイレス指数8の比較に基づく）であることを考慮すると、年齢の高い職員が多いことが要因と予測される。以下の年齢別の分布を見ると、50歳代以上が保育所職員の3割超を占めており、今後10年間での大量退職を意味している。退職による減少は正規職員の新規採用で補充できるとは限らないため、今後の運営体制を早期に検討すべきである。例えば、臨時職員を積極的に採用することがあげられるが、現状では募集しても応募が少ないという状況とのことであるため、他の自治体を参考とした臨時職員の処遇面の改善や、保育士資格保有者の再就職支援等9を検討することも必要である。その他、幼稚園ニーズが縮小する中、幼稚園教職員で保育士資格も併せ持つ者を保育所へ異動させる等、人員の柔軟な配置転換も必要である。	こども園推進課	措置済	子ども・子育て支援新制度の実施により幼稚園と保育所を統合し幼保連携型認定こども園の設置を進めることに伴い、幼稚園教諭及び保育士の身分を保育教育士として統一し、平成28年4月1日の人員配置において、保育士と幼稚園教諭の資格を持つ職員を有効に配置することとし、また、臨時職員保育教育士の賃金体系についても統一し、処遇改善を行うこととしました。 平成27年4月1日～ ・正規職員の幼稚園教諭及び保育士の身分を保育教育士として統一（人事課において規則改正） 平成28年3月31日 ・臨時保育教育士等の処遇に関する方針決定（こども園推進課） 平成28年4月1日～ ・臨時職員の幼稚園教諭及び保育士の身分を保育教育士として統一／保育教育士を含む臨時職員の賃金体系について統一（人事課において規則改正）	平成28年3月31日現在
46	I. 少子化対応事業について 3. 認可保育事業の全般的事項について ⑥保育所施設の耐震化・老朽化について計画的に整備を図るべきである 概要で示したとおり、耐震化については市全体でみて優先順位の高いものから順次、行う予定である。しかし、保育所では自力で避難することが難しい乳幼児がいることを考慮すると、耐震性の劣ると判明したところは速やかに耐震工事を実施し、耐震診断自体が未実施のところも速やかに診断を実施することが望ましい。また、監査人が現場視察した富雄保育所は耐震性には問題ないものの、施設内を観察したところ、渡り廊下の雨漏り（既に応急処置済み）や屋外手すりのサビ等があり、老朽化が進んでいた。実際、昭和57年4月の開所以降、大規模修繕は行っておらず、他の公立保育所でも定員増などの特別な事情があれば別であるが、そうでなければ定期的な修繕計画はないとのことである。一般的に、大規模修繕を10年～20年の間隔で実施することが施設の長期的な維持につながるとされており、私立保育所の大規模修繕に係る国庫補助要綱でも、おおむね10年を経過した施設を対象としている（「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成20年10月29日付け社援発第1029006号厚生労働省社会・援護局長通知））。公立保育所の施設では30年以上も経過しているところもあり、今後、優先順位を付けて定期的な大規模修繕を行うべきである。	こども園推進課	措置しない （対応不可能）	保育所の耐震化については、概ね診断を行い、耐震性について問題のあった施設の補強工事は実施済みになります。今後は幼保再編計画の実施に合わせて効果的な改修を行い、施設の長寿命化を図ってまいります。全ての施設を改修するとすると費用が多額となるため、対応については、非常に困難な状況です。	平成27年3月31日現在

平成21年度「少子高齢化に関する財務事務について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
54	I. 少子化対応事業について 5. 認可保育事業の保育料について ②保育料の引き上げについて検討すべきである 保護者が負担する保育料について、市、近隣自治体及び中核市を比較したところ、下表のとおりとなった。比較対象は、市における保育所入所世帯につき、平成20 年度末現在、最も人数の多い階層区分（国の階層区分では10.3 万円以上41.3 万円未満の第5階層）における3 歳未満児の保育料とした。市の保育料は、近隣自治体・中核市の各平均を下回っており、近隣自治体では12団体中、高い方から10 番目、中核市では38 団体中24 番目の保育料水準である。また、「3. 認可保育事業の全般的事項について（1）概要②財政収支の状況」で示したとおり、保育コストの受益者負担比率は近隣自治体・中核市の各平均を下回っている。このように、周辺あるいは同規模自治体のいずれと比較しても市の保育料が相対的に低く、また、国基準よりも低いことを考慮すると、受益者負担のあり方も含め、保育料の引き上げについて総合的に検討すべきと考えられる。	保育所・幼稚園課	措置済	幼児教育・保育を一元的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から実施されることに伴って、奈良市子ども・子育て会議において他中核市や近隣市の状況を踏まえた利用者負担額の検討を行いました。 その上で、市民税所得割に応じた負担（応能負担）を基本として、奈良市における適正な利用者負担額を平成27年3月末に決定しました。	平成27年3月31日現在
60	I. 少子化対応事業について 8. 公有財産新規取得に係る事務手続について ①当年度中に公有財産を取得したときは当年度の取得として台帳に登録すべきである 西大寺北バンビーホーム建設事業について、平成20 年度の予算執行であるにもかかわらず、公有財産台帳の取得年月日は、年度をまたいだ平成21 年4 月1 日として登録されていた。管財課では、公有財産台帳へ登録を行った日を取得日としていると思われるが、本来は検収完了した日をもって取得日とするべきであり、特に決算日直前の検収完了物件については留意することが必要である。	管財課	措置済	平成26年2月27日付けで職員ポータルの掲示板で「公有財産の引継ぎ事務について」通知し周知を図った。所管換え、用途廃止、異動報告手続きについて、添付書類、各種様式を掲載した。	平成26年3月31日現在

平成21年度「少子高齢化に関する財務事務について」

「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
86	Ⅱ．高齢化対応事業について 5. 老春手帳優遇措置事業について ②入浴料の扶助事業について (a) 回収した入浴券は再利用できないようにすることが望ましい 使用済みの利用券が否かをわかるように管理されていない。使用済みの利用券に割印を押す等して、再利用できないようにすることが望ましい。 (b) 対象者の見直しを行うことが望ましい 市提供の「中核市一覧」をもとに他市比較すると自宅に入浴設備がないものや、一人暮らしを対象に実施しているところがあった。さらに入浴の優遇措置自体行っていない自治体もあった。市の調査によると、他の中核市の状況は以下のとおりである。入浴の優遇措置を実施している自治体でも奈良市ほど、入浴できる頻度が多くない。また、自宅に入浴設備のないものに限っている事例もある。一方、介護が必要な者が入浴施設を利用すると、公衆浴場や共同浴場にて事故があった場合の取扱をどうするか等の高齢化に伴う問題が生じてくると考える。上記に挙げた他市事例や問題点を踏まえ、対象者の見直しの検討を行うことが望ましい。 (c) 入浴料の扶助事業の必要性を検討することが望ましい 入浴券が欲しい高齢者は市へ直接取りに行くので未受取分は市に残る。長寿福祉課は、現在エクセルで入浴券の残数管理を行っているが、毎月の引き渡し枚数については、交付時に紙ベースの受取簿に受取印はもらっているものの、管理を行っていない。しかし、入浴券は換金性があるため、盗難、紛失、横領のリスクがあると考えられる。引き渡し枚数の管理も行い、前月残数から引き渡し枚数を引いた当月残数と現物を突合するか連番管理することが望ましい。	長寿福祉課	措置済	入浴補助事業については、平成27年3月末をもって廃止することを決定しました。 また、その旨をしみんだよりに掲載し、市民に公表しました。	平成26年9月30日現在
105	Ⅱ．高齢化対応事業について 7. 老人福祉センター運営管理事業について ③ 入浴料の有料化の検討が必要である 平成20年度における浴室使用に係る原価を試算した結果、一人当たりコストは東で529 円、西で363 円、北では296 円となっている。現在、浴室利用は無料であるが、老春手帳優遇措置事業の1 つである市内の公衆浴場の入浴料は有料であることから、応分の受益者負担をもとめることが必要である。	長寿福祉課	措置しない (見解の相違)	老人福祉センターは、高齢者の居場所作りや仲間作りの場として設置されており、平成28年度各センター平均で18,400人の方が利用されていることから浴場についてもその役割を担っていることが伺えます。有料化になることで、入浴者数が減少することは避けられなく、施設全体の利用率の低下にも繋がります。それはそもそもの施設の設置目的から遠ざかることに繋がり、また福祉センターを所管する近隣市（近畿圏内中核市等である豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、尼崎市、西宮市）についても無料施設が多数を占め、受益者負担となる有料化は検討しました結果、実施いたしません。	平成29年9月30日現在

平成21年度「少子高齢化に関する財務事務について」
「意見」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
109	Ⅱ．高齢化対応事業について 8. 老人憩いの家運営管理事業について ① 施設の今後のあり方を検討する必要がある 過去5 年間の利用者数の推移をみると、上記のとおり、高齢者の数が増加しているにもかかわらず、毎年の利用者数は減少しており、なかには閉館日数が年間20日など利用度合が極端に低い家もある。今後地域との連携をより一層深め利用者の増加に努める必要がある。また、事業の主な内容は、講習会やカラオケなど、主に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供するという貸館業務であり、民間でも同様の施設があること等から、高齢者を対象とするだけでなく、バンビーホーム等子育て支援など広く地域住民のニーズにあったコミュニティ施設として活用できないか、さらには地元自治会などへの譲渡も含めて検討する必要がある。	長寿福祉課 資産経営課	措置しない (対応不可 能)	老人憩いの家は国の通達に基づき、高齢者のために設置したもので、それに合わせた設備となっています。新たな用途に合わせて使用するには設置の古いものでは、築約50年を経過しており、整備が必要となりますが、費用に対する効果は薄いと考えます。また、国からの補助金が出ている施設も多く、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律との関係上、他施設への転用は困難です。 さらに、国の通達による老人憩いの家の運営主体は、市町村であり、地元自治会等への譲渡は困難と考えています。	令和元年9月1日現在